平成２３年（フ）第９４３号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平２番３―204号
債務者　石川　陽子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８５号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目50番10号
債務者　木村　正子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９７号
横浜市栄区小菅ケ谷４丁目19番20号　ＭＫハイツ202号
債務者　中村　末実
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００５号
横浜市南区唐沢41番地　カサ・デ・サンタマリア305号室
債務者　仲村真紀子（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９９号
東京都立川市西砂町６丁目26番地の６藤田コーポ203号
債務者　野島　秀則
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０号
川崎市高津区子母口505番地１　コーポアムール103、前住所川崎市高津区子母口758番地　ベルビュー子母口102
債務者　原田　　実
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
川崎市高津区末長1348番地３　第１水明荘203
債務者　砂田　重人
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
川崎市麻生区金程１丁目13番29号
債務者　吉田　　潔
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
川崎市高津区千年新町45番地　市営住宅５―409
債務者　小杉毅誉大
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
愛知県みよし市三好町西中島26番地　県営中島住宅７棟802号
債務者　横山　健司
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
山口県下関市長府黒門南町９―38　長府マンション303号藤原忠弘方、住民票上の住所名古屋市天白区大坪２丁目1209番地の１
債務者　藤原　弘行
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５号
大分県竹田市大字会々1861番地60
債務者　江川　幸児
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第７号
大分県豊後大野市三重町市場793番地１
債務者　姫野　信行
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第５５２４号
東京都東大和市南街１丁目10―17―102
債務者　木場惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６６号
東京都文京区本駒込１丁目６－８
債務者　中井　能子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部